

## 主任相談支援専門員に求められる役割

主任相談支援専門員の配置につきましては、あらかじめ以下のことについてご承知ください。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000789561.pdf>

（一部抜粋）

### 5 主任相談支援専門員配置加算について

- (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を 1 名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。
- (2) 算定にあたっての留意事項 当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていないなければならない。
  - ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
  - イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
  - ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言
  - エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加
- (3) 手続 この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること

2. 計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（令和3年3月31日障発0331第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000766884.pdf>

（一部抜粋）

- 2) 主任相談支援専門員配置加算の創設 主任相談支援専門員を配置し、所定の要件を満たした場合に報酬上の評価を行う加算を創設する。これは、従来特定事業所加算（Ⅰ）の要件のひとつとしていた常勤専従の主任相談支援専門員の配置を、人員体制や質の高い相談支援の提供体制を確保する等の他の要件から独立させて評価することとしたものである。なお、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、資質の向上のための取組は、当該相談支援事業所のみならず、地域のその他の相談支援事業所の従業者に対しての取組を加えて求めることとした点に留意されたい（令和3年度改定においては、地域の他の相談支援事業所の相談支援専門員に対する取組は任意とするが、他の従業者が配置されていない等自事業所での取組が困難な場合は必須とする。）（者・報酬告示の4、者・留意事項通知第四の5）（児・報酬告示の4、児・留意事項通知第四の5）